

意匠の登録要件と効力範囲の在り方について

Ⅰ. 前回の議論のまとめと今回の検討事項

1. 前回の議論のまとめ

第 2 回の意匠制度小委員会では、意匠制度の検討に当たり論点として指摘された事項のうち、意匠制度の保護対象（意匠の定義）および意匠制度のあり方（審査登録制度の要否）について検討を行った。

意匠制度の保護対象（意匠の定義）については、現行制度と同様、「物品」と一体化した意匠を対象とすることを基本とすべきとの意見が多かった。他方、欧州共同体意匠規則で対象となっている「製品」を対象とする案（グラフィックデザイン、アイコン等も含む）や、デザイン要素としての認識が高まっている音やにおいといったものも考慮すべきではないかといった意見もあったが、意匠の定義自体に「コンセプト」や「シリーズとしての統一要素」を含めるべきとの意見は強くなかった。

また、意匠制度の枠組み（事前審査制度の要否）については、意匠を安定した権利として活用したいとして、事前審査制度を存置すべきとの意見と、事前審査なしで迅速・安価・簡便な権利発生を期待する意見や、デザインの的確な保護と迅速・安価な権利取得のためには無審査登録制度の方が望ましいとの意見があった。

2. 今回の検討事項

- (1) 今回は、第1回の意匠制度小委員会で、意匠の類似の範囲を拡大すべきとの意見や、類似の判断を明確にすべきとの意見があったことから、実際の企業活動の場において、意匠登録や類似の判断がどのように評価され、機能しているのかの実態について、総合電機メーカー（株式会社東芝）から説明を受けることとする。
- (2) 次に、意匠制度との関係が深い不正競争防止法について、制度改革に向けた検討が行われていることから、その検討状況について、経済産業政策局知的財産政策室より説明を受けることとする。
- (3) 更に、意匠制度における類似の概念と関連意匠制度について、以下のよう
な視点から検討を行う。

意匠審査における類似の判断について

意匠登録により保護する範囲を拡大すべきか、現状における範囲で適切なものか。

審査における判断根拠の明確化や判断の一貫性・正確性の向上を目指すべきか。

意匠権行使における類似の判断について

意匠権の権利行使の範囲を拡大すべきか、現状における範囲で適切なものか。類似の範囲の拡大や判断の容易化（予見可能性の向上）を目指すべきか。

関連意匠制度の在り方について

改良意匠の保護を強化すべきか。

II. 意匠登録の要件及び意匠権の効力範囲について

〔論点 1〕

登録意匠として保護される範囲を拡大すべきか、現在の範囲で適切なものか。
また、意匠登録の要件として、現行法に対して更に追加すべき適切な要件があるか。

〔論点 2〕

意匠登録の要件として、類似とは違う別の適切な要件があるか。

1. 意匠登録の要件

現行の意匠法には、主な登録要件として、新規性（意匠法第 3 条第 1 項）と創作非容易性（同法第 3 条第 2 項）が規定されている¹。両要件とも、意匠登録出願された意匠と意匠登録出願前の既知の意匠とを比較してその判断を行うものである²。

（1）新規性（意匠法第 3 条第 1 項）

工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠³
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

意匠登録出願に係る意匠が、意匠登録出願前の

- (a) 日本国内又は外国において公然知られた意匠
- (b) 日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠
- (c) 日本国内又は外国において電気通信回線を通じて公衆に利用可能と

¹ 他の登録要件については、意匠法第 17 条参照。

² 意匠登録出願に係る意匠が、この 2 つの要件にともに該当する場合は、新規性の要件が優先されて適用される（意匠法第 3 条第 2 項括弧書き）。

³ インターネット上でのみ公開されている意匠についても、頒布された刊行物に記載された意匠と同様、実際に何者かが知った事実を証明せずとも、公然に知られ得る状態すなわちインターネット上に掲載された日を証明することで、新規性を阻却することができるように立証負担の軽減を図るために、平成 11 年に改正された。（平成 11 年法律第 41 号）

なった意匠

と同一である場合、又は、類似する場合は、新規性を有さないものとなり、意匠登録を受けることができない。

既知の意匠との比較ための判断律としては、同一と類似が規定されているが、同一の判断は非常に厳格なものに限定されているので、実際の新規性判断の場では、両意匠が類似しているか否かの判断（類否判断）が重要となっている。

（２）創作非容易性（意匠法第３条第２項）

意匠登録出願前にその意匠が属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

意匠登録出願に係る意匠が、意匠登録出願前の

(a)日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合⁴

(b)日本国内又は外国において公然知られた意匠⁵

に基づいて、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が容易に意匠の創作をすることができたときは、創作容易と判断され、意匠登録を受けることができない。

容易に創作することができる意匠として認められるのは、置換の意匠、寄せ集めの意匠、配置の変更による意匠、構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠、自然物並びに公然知られた著作物及び建造物等に基づく意匠、商慣行上の転用による意匠とされている⁶（参考資料１）。

⁴ 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合も含む。

⁵ 広く知られた意匠も含む。

⁶ 『意匠審査基準』P30～P45

平成 10 年の第 3 条第 2 項の改正（平成 10 年法律第 51 号）

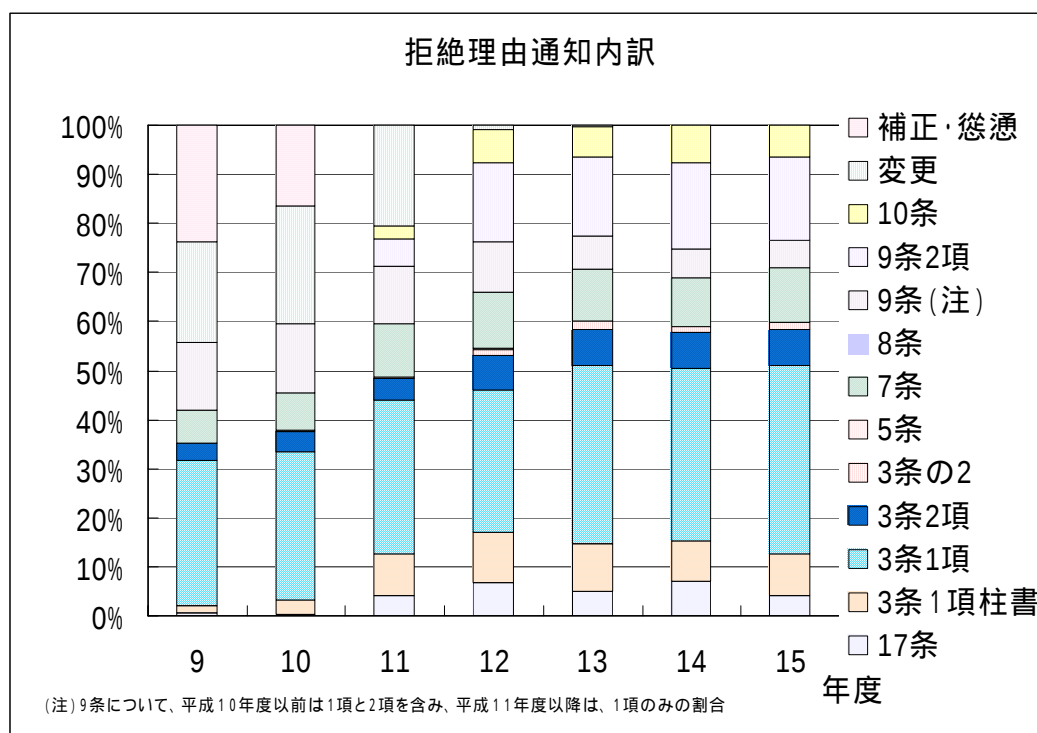
平成 10 年改正前の意匠法の下で、第 3 条第 2 項によって拒絶の対象となっていたものは、三角錐や球体等のありふれた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合や誰もが知っているようなありふれた意匠に基づいて当業者が容易に創作することができた意匠だけであったので、結果として、創作性の低い意匠も登録されていた。我が国産業の発展に資する創作性の高いデザインを適切に保護し、創作性の高い意匠の創作を促すために、公然知られた意匠や形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作できた意匠も拒絶、無効の対象となるように第 3 条第 2 項の規定を改正し、創作性の高い意匠を的確に保護するものとした。

平成 10 年改正前の意匠法第 3 条第 2 項

意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

平成 11 年 1 月 1 日施行後の拒絶理由通知の内訳

意匠法第 3 条第 2 項を拒絶の根拠とする通知の割合が若干増加する傾向が見られる。



(3) 意匠登録の要件に関する最高裁判例

平成 10 年改正前の意匠法に基づく判例であるが、意匠法第 3 条第 1 項と第 3 条第 2 項との関係及びそれぞれの解釈について判示した最高裁判例が 2 つある。

原審の東京高裁⁷では、意匠法第 3 条第 1 項第 3 号に規定する意匠の類似は、同一又は類似の物品に係る公知意匠からの創作性を判断するものであり、他方、意匠法第 3 条第 2 項に規定する意匠の創作容易は、非類似物品と一体になった形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合との関係で創作性を判断するものと判示された。

しかし、上告審である最高裁⁸では、意匠法第 3 条第 1 項第 3 号は、一般需要者から見た美感の類否を判断するものであるとし、他方、意匠法第 3 条第 2 項は、社会的に知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を判断するものであるとの判断が示された。

⁷ 東京高判昭 45 年 1 月 29 日取消集（昭和 45 年度）173 頁〔可撓性伸縮ホース〕では、「意匠法第三条の規定は、（中略）第一項、第二項ともに意匠の登録要件として出願意匠に創作性があることを要求する規定であると解するのを相当とする。すなわち、意匠法第三条第一項は同一または類似の物品の公知意匠との関係で創作性を欠く意匠、すなわち同一または類似の意匠の登録を防止し、同条第二項は、同一または類似の物品以外の物品と一体をなした周知の意匠あるいは周知の形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合との関係で創作性のない意匠、すなわちいわゆる転用意匠（中略）の登録を防止しようとするものである。」と、

また、東京高判昭 48 年 5 月 31 日取消集（昭和 48 年度）519 頁〔帽子〕では、「意匠法第三条第一項第一号は同一物品（類似品を含む。以下同じ。）の公知意匠（同項第一号、第二号の意匠）との関係で創作性があることを要求する規定であるから、（中略）同号にいう類否判断の基準は創作性の有無であり、したがって、出願にかかる意匠の構成のうち、意匠にかかる物品の形状、色彩等としてありふれた部分はその要部にならないと解すべきである」と判示され、意匠の類似とは、同一又は類似の物品に係る公知意匠からの創作容易性を判断するものであり、その判断は当業者を基準として行うものとされた。

⁸ 東京高判昭 45 年 1 月 29 日の上告審である最二小判昭 49 年 3 月 19 日民集 28 巻 2 号 308 頁では、「意匠法三条一項三号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一または類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも及ぶものとされている（法二三条）ところから、右のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題にするのに対し、三条二項は、物品の同一または類似という制限をはずし、社会的に知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものであって、両者は考え方の基礎を異にする規定であると解される。（中略）してみると、右と異なり、同一または類似の物品の意匠については同条二項を適用する余地がないとした原審の判断には、同条の解釈を誤った違法がある。」と判示して、意匠法第 3 条第 1 項第 3 号が一般需要者から見た美感の類否を判断するものであるとし、一方、意匠法第 3 条第 2 項は、社会的に知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を判断するものであるとした。

東京高判昭 48 年 5 月 31 日の上告審である最二小判昭 50 年 2 月 28 日取消集（昭和 50 年度）521 頁も同旨の判断を示している。

すなわち、新規性の判断は、意匠登録出願された意匠と同一又は類似の物品に係る公知意匠の範囲において、一般需要者の視点から見た美感の類否を判断するものであり、他方、創作非容易性の判断は、物品の同一又は類似を問わず、公知の意匠やモチーフの範囲において、当業者の視点から見た着想の新しさや独創性を判断するものと言える。

〔論点 3〕

意匠権の効力範囲を拡大すべきか、又は、現状において適切なものか。

〔論点 4〕

意匠権の効力範囲を示す概念や価値観として、追加すべき要件や類似とは違う別個の適切な要件があるか

2. 意匠権の効力範囲

(1) 意匠法第 23 条

意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

意匠権は独占的排他的権利であって、その効力は業としてなされる登録意匠及びこれに類似する意匠の実施⁹に及ぶ。

現行の意匠法において、登録意匠は、願書及び願書に添附した図面等の記載に基づき、物品に即した具体的な形態として特定される。このようにして特定された意匠から視覚を通じて看取される美感を共通にする一定の幅を類似として、法令上明示的に意匠権の効力範囲に含めている¹⁰。

意匠権侵害の有無に関しては、登録意匠と他人の実施意匠とが類似しているか否かの判断を行う。

(2) 意匠権の効力範囲に関する最高裁判例

意匠権の効力範囲の説明については、上記最高裁判例（最二小判昭 49

⁹ 意匠の実施とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう（意匠法第 2 条第 3 項）。

¹⁰ 「意匠権の効力範囲が類似する意匠の範囲に及ぶのは、一つの意匠の周辺に、これと同一の意匠の効果（美感）を、みる者に与える幅があるからにほかならない。この幅の中に入る意匠を類似する意匠として、意匠権の客体に入れるのでなければ、意匠権者は保護されず、よって、意匠の創作は活発にならず、商品に対する需要の増大は期待できなくなり、競争秩序も混乱するからである。」松尾和子「意匠の類否」『特許争訟の諸問題』昭和 61 年 P281
「法は、個別具体的にあらわされた意匠と本質的価値を共通にする範囲を類似という概念をもって、この範囲に属する意匠をも支配の対象とし、保護を完全ならしめたものである。」斎藤瞭二『意匠法概説』有斐閣 1991 年 P298

年 3 月 19 日民集 28 卷 2 号)において、「意匠の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一または類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも、及ぶものとされている」と判示されている。

(3) 意匠権の効力範囲の拡大について

意匠権の効力範囲を拡大する方法として、効力が及ぶ範囲を、登録意匠から類似する意匠の範囲だけではなく、更に、その登録意匠が属する分野における通常の知識を有する者が当該登録意匠に基づいて容易に創作できた意匠の範囲も追加するのはどうか。

具体的な判断手法としては、意匠法第 3 条第 2 項の判断手法を応用するのはどうか。

〔論点 5〕

審査・審判における類否判断の手法や結果は適切か。審査・審判における類否判断にかけることができる時間や費用を踏まえた上で、類否判断や判断根拠の明確化、判断の正確性・一貫性を向上させるべきか。

〔論点 6〕

類似概念について、権利者等による予見性向上の観点から、明確化や判断の容易化を目指すべきか。

3. 審査等における類似的判断手法

(1) 意匠審査

意匠審査の現状

現行の意匠制度は事前審査主義を採用していることから、全ての意匠登録出願について、予め新規性や創作非容易性をはじめとする登録要件についての審査判断を行っている。

審査の実績を見ると、2003 年中の審査着手件数を示すファーストアクション件数は 38,149 件で、その内訳は、登録査定が 23,269 件(約 61%)、拒絶理由通知が 14,524 件(約 38%)、その他¹¹が 356 件(約 0.9%)となっている。また、拒絶理由通知に対する出願人の応答を待って行った同年中のセカンドアクション件数は 15,549 件で、その内訳は、登録査定が 7,685 件(約 49%)、拒絶査定が 7,864 件(約 51%)となっている。¹²

意匠審査に要する期間は、近年、大幅な短縮化が図られており、2003 年におけるファーストアクション及びセカンドアクションの平均期間は、それぞれ出願日から 7.7 ヶ月、12.9 ヶ月となっている。

意匠審査実務においては、先行意匠調査の効率化を図るために、ある物品分野の意匠に関する出願を一定期間分(例えば 6 ヶ月分)まとめて審査

¹¹ 「先願待ち通知」及び「補正却下の決定」を含む。

¹² なお、2000 年に意匠登録出願がなされた 38,496 件を例に、その後の審査・審判における最終的な判断結果の内訳を追うと、審査において登録査定を受けたものが 29,632 件(約 77%)、審査において拒絶査定を受けたものが 8,139 件(約 21%)、そのうち拒絶査定不服審判が請求されたものが 1,104 件(拒絶査定件数の約 14%)、審判請求が成立し登録となったものが 644 件(審判請求件数の約 58%、出願件数全体の約 1.7%)となっている。

するバッチ審査（多件審査）という審査方式が採用されている。同一物品分野に属する意匠群を同時期に一括して審査することから、この方式には、当該分野における判断の統一化の効果も期待されている。

意匠審査のメリット・デメリット

意匠審査は、意匠権の有効性を予め行政庁が判断することから、企業等にとって、当該意匠を安心して実施ができるといったメリットが存在する。

また、意匠審査をバッチ方式で行うことにより、行政庁が一定水準の先行意匠調査を効率的に行い、一定期間内に審査を完了することが可能であり、出願人の負担の観点からも合理性がある。

一方、審査においては、出願人から提出される証拠等の情報量も限定されていることから、審判や裁判と同程度の正確さや精密さをもって類否判断を行うことは困難な場合がある。また、審判や裁判では、案件ごとに類否判断のプロセスやその具体的な内容が記録されるため、類否判断の結果だけではなく、判断プロセスの妥当性も事後的に考慮したり参照したりすることができるとのメリットがあるが、これを審査段階でも同様に行うことには一定の限界もある。

現行の意匠法では、意匠の登録要件と効力範囲の双方に「類似」との概念が含まれ、審査・審判・裁判の各局面において「類似」が判断されているものの、その判断方法や結果は必ずしも同じではないことに留意が必要である。

（２）類似の解釈

意匠の類否判断は、意匠登録の要件の判断においても、意匠権の効力範囲の判断においても重要な役割を果たす。

意匠の類否判断については、最高裁判例によって「一般需要者の立場からみた美感の類否」との一定の解釈が確定しているが、その後の審決取消訴訟や意匠権侵害訴訟においては、

物品の混同を判断基準とした裁判例

看者の注意を引く部分の美感の差異を判断基準とする裁判例
に傾向が分かれている。

物品の混同を判断基準とした裁判例

物品の混同を判断基準とする裁判例¹³は、意匠に係る物品の購入者又は取引者が、登録意匠に似ていると感じ、原告の物品を購入又は取引するつもりで誤って被告の物品を購入又は取引するとすれば、意匠権者はその利益を害されることになるので、意匠法は登録意匠に類似する意匠の実施について意匠権侵害が成立するとした考え方を前提としている。

看者の注意を引く部分の美感の差異を判断基準とする裁判例

看者の注意を引く部分の美感の差異を判断基準とする裁判例¹⁴は、看者の観察から得ることができる意匠の美的印象や視覚的印象は、購買者又は取引者である看者の選択意欲を刺激し、購買心に作用することによって需要の増大を図るものであるから、意匠の美的印象や視覚的印象、すなわち、意匠の美感を共通にする範囲を類似の範囲とし、意匠法は登録意匠に類似する意匠の実施について意匠権侵害が成立するとした考え方を前提としている（参考資料2）。

（3）審査における意匠の類否判断の具体的な手法

意匠審査における類否判断は、概ね以下のような手法で行われている。

出願された意匠の意匠に係る物品と同一又は類似する物品の範囲で先行意匠調査を行う。

¹³ 物品の混同を判断基準とすることを明示した裁判例としては、類否を決定するのは、一般の需要者が誤認、混同するかどうかによるとした東京高判昭52年4月14日取消集（昭和52年度追録）或いは、「登録意匠と類似する意匠が実施された場合に意匠権侵害とされるのは、当該意匠に係る物品が流通過程に置かれ、取引の対象とされる場合において、取引者、需要者が両意匠を類似していると認識することにより当該物品の誤認混同を生じ、意匠権の実質的保護が失われる結果とならないようにするためである」とした東京高判平7年4月13日判例時報1536号103頁等がある。

¹⁴ この看者の注意を引く部分の美感の差異を判断基準とする裁判例としては、「意匠の類否を判断するに当たっては、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者・需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と相手方意匠が、意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを観察することが必要である。」とした東京高判平10年6月18日知的裁集30巻2号342頁、あるいは、「登録意匠に係る物品が手押し車用立席ボードであることから、乳幼児を持つ親を需要者として、その観察位置から意匠の要部を捉え、被告意匠が登録意匠の要部をいずれも備えており、同様の美感を与えるものとなっていることから侵害する」とした大阪地判平15年11月13日最高裁ホームページ等が挙げられる。

先行意匠の中に出願の意匠と類似する意匠がある場合には、そのうちで最も類似する意匠を引用例の意匠とする。

特に、意匠の形態上の類否判断を行う際には、それぞれの意匠に係る物品全体の形態及び各部の形態について共通点及び差異点を認定した上で、それらの共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。

なお、共通点及び差異点を評価する際に考慮するのは、それらが

- ・見えやすい部分に係るものか
- ・ありふれた形態の部分に係るものか
- ・大きさが違う場合に、その意匠が属する分野において常識的な範囲内のものか
- ・材質が違う場合に、それが外観上の特徴として表れるものか

等の観点である。

また、当該物品分野における過去の拒絶事例、類似意匠・関連意匠登録事例における類否判断が有する意匠同士の距離感や判断の尺度も参考にする。

(4) 諸外国における意匠の登録要件と効力範囲

米国

意匠特許の保護要件としては、新規性（novelty）と非自明性（nonobviousness）が規定されている。新規性の要件では先行意匠とほとんど同一のものが拒絶となり、非自明性の要件では先行意匠との差異が当業者にとって自明のものが拒絶になる。審査段階では非自明性の観点が重視されているが、日本の類似の範囲と米国の非自明性の範囲に大きな違いはない。

保護の範囲（侵害の有無）は、実質的に同一性の範囲とされている。意匠特許には、特許法で用いられる均等論は広く適用されず、最近の判例ではほぼ同一の範囲に限られているため、日本の意匠権の効力範囲より狭い傾向にある。

日本とは違い、保護要件（非自明）と保護の範囲（実質的同一）について、規定上関係がないものとなっている。

欧州

意匠の保護要件としては、新規性（new）と独自性（individual

character) が規定されている。新規性の要件では先行意匠とほとんど同一のものが無効となり、独自性の要件では、情報に通じた使用者 (informed user) からみて、すでに存在している意匠とは異なる全体的印象 (overall impression) を与えないものは無効となる。

保護の範囲は、情報に通じた使用者にとって異なる全体的印象を与えない意匠を含む範囲となっている。

なお、日本と同様、保護要件と保護の範囲について、規定上同様のもの (情報に通じた使用者にとって異なる全体的印象を与える) となっている (参考資料 3)。

(5) 不正競争防止法における保護範囲

混同惹起行為 (第 2 条第 1 項第 1 号)

商品の形態は、本来、商品の出所を表示するものではないが、容器や包装と同様、商品の出所を示すようになることがある。本号の行為規制は、需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を対象としている。

類似については、判例は、取引の実情のもとにおいて、取引者又は需要者が、両表示の外観又は観念に基づく印象、記憶、連想などから両者を全体的に類似のものと受け取るおそれがあるか否かを判断基準としている。

商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為 (第 2 条第 1 項第 3 号)

商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為が成立するためには、他人の商品にアクセスすること、及び、結果としての商品の形態が実質的同一性の範囲内にあることが判断の要素として挙げられる。

実質的同一性の範囲については、一般論としては、両方の形態を比較し、物理的に同一である部分が商品の形態全体からみて重要な意味を有する部分であるか否かによって判断されるものと考えられる¹⁵¹⁶。

¹⁵ 『逐条解説 不正競争防止法』経済産業省知的財産政策室 有斐閣 49、50 頁

¹⁶ その他、模倣の範囲の解釈や判断手法については、

「判断の方法としては、先行者の商品と模倣したとされる商品とを眼前に並べて比較する対比的観察の方法によるべきである。これは第 2 条第 1 項第 1 号の周知表示混同惹起行為の類似性の判定の場合には離隔的観察によるべきものとされるのとは対照的である。」『要説 新不正競争防止法』山本庸幸 発明協会 平成 5 年 12 月 25 日 118P

「実質的同一の範囲は、具体的事案に即して判断すべきものであるが、その判断主体は当該商品の取引者・需要者であり、具体的な商品ごとに取引者、需要者が先行商品の形態と同じものと認識するか否かを判断基準とすべきであろう。」『知的財産権侵害要論〔不正協業編〕』竹

他人の商品と同種の商品が通常有する形態が保護範囲より除外されている。従って、同一性を有するためには、両商品形態の細部が近似している必要性が生じ、保護範囲は狭いものにならざるを得ない(参考資料4)。

III. 関連意匠制度のあり方

昨今では、自社ブランド構築を経営戦略の一つとする企業も多く、市場で成功した製品にマイナーチェンジを加え、従来の安心感と新規な印象が相まって顧客に強力な訴求力を持たせるような製品開発を行っている実態を踏まえ、改良意匠を適切に保護するための関連意匠制度のあり方について検討すべきとの意見がある。

1. 関連意匠制度

(1) 関連意匠制度の制度趣旨

関連意匠制度とは、デザイン開発の過程で、一のデザイン・コンセプトから創作されたバリエーションの意匠については、デザインの開発実態を考慮して、同日に同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能とする制度である。

(2) 意匠法第9条第2項の例外規定としての意匠法第10条第1項

同日に類似する二以上の意匠が出願された場合、協議により一の意匠を選択する（意匠法第9条第2項）が、同一出願人から出願された場合は、当該二以上の意匠を登録することが可能（意匠法第10条第1項）。

(3) 関連意匠の意匠権の権利期間

関連意匠の意匠権は、本意匠の意匠権の存続期間の満了に伴い消滅するが、本意匠の意匠権が、存続期間の満了以外の理由、1) 意匠権の放棄、2) 登録料の不納付、3) 無効審決の確定を理由で消滅した場合については、関連意匠の意匠権は存続する（意匠法第21条、22条、27条）。

(4) 関連意匠の意匠権の追従性

本意匠及びその関連意匠の意匠権について移転可能であるのは一括で移転する場合であり、それらを分離して移転することができないものとする（意匠法第22条）。

本意匠及びその関連意匠の意匠権についての専用実施権に関しても、同一の者に対して同時に設定し、その同時に設定された状態を維持すべきものとする（意匠法第27条）。

2. 類似意匠制度の問題点と関連意匠制度における解決策

(1) 類似意匠制度の概要

類似意匠制度は、自己の登録意匠にのみ類似する意匠について、新規性、先後願¹⁷の規定の例外として登録することによって、本意匠の類似範囲を明確にするとともに、もとの意匠権の保護の範囲を拡張することにより保護の強化を図ったものとされていた。

平成 10 年改正前の意匠法第 10 条第 1 項

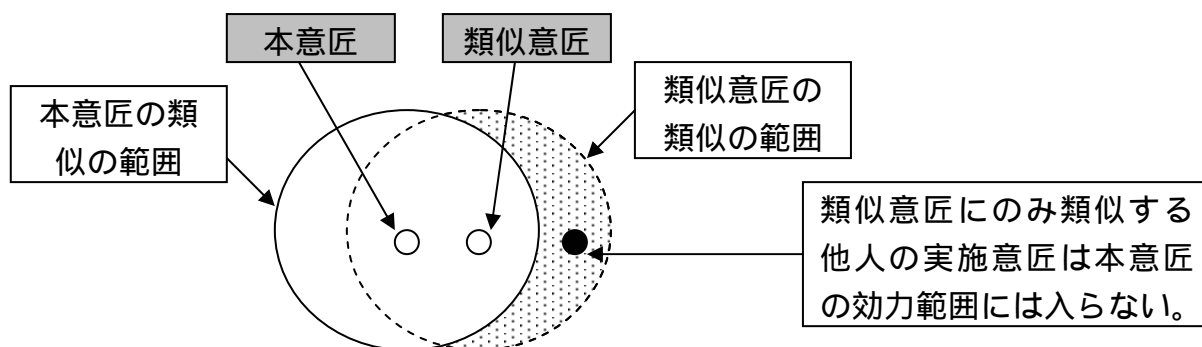
意匠権者は、自己の登録意匠にのみ類似する意匠（以下「類似意匠」という。）について類似意匠の意匠登録を受けることができる。

同法第 22 条

類似意匠の意匠権は、その類似意匠が類似する最先に意匠登録（類似意匠の意匠登録を除く。）を受けた意匠（以下「本意匠」という。）の意匠権と合体する。

(2) 類似意匠制度の問題点

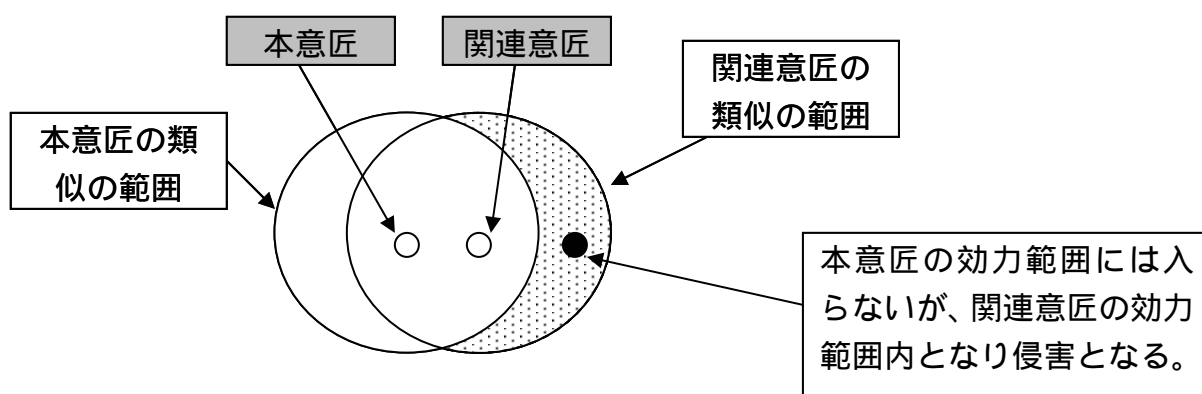
意匠権侵害訴訟においては、本意匠の美感の共通性がない意匠までその効力範囲に含めることは権利の不安定さにつながるという観点から、類似意匠は登録意匠の効力範囲を定める際に参酌されるに止まり、類似意匠の意匠権が拡張して類似の範囲まで及ぶという解釈はされていなかった。



¹⁷ 平成 10 年改正前の意匠法においては、拒絶が確定した先願は、後願である同一又は類似する意匠に係る出願について拒絶の理由となっていたが、平成 10 年改正によって、拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した場合、意匠登録出願は初めからなかったものとみなされることとなった。

(3) 関連意匠制度における解決策

関連意匠については、通常の意匠登録出願として、保護要件の判断基準日を実際の出願日とし、意匠権の効力範囲も通常在意匠登録と同様、類似の範囲まで及ぶこととした。



3. 関連意匠制度に対する論点

〔論点1〕

関連意匠について後日の出願を認めた場合、登録要件の判断基準日を関連意匠の出願日とするのは妥当か。

〔論点2〕

関連意匠について後日の出願を認めた場合、関連意匠制度によって意匠権の効力範囲を事後的に拡大することが可能な意匠権者と第三者とのバランスをどのように考えるか。

〔論点3〕

意匠権の効力範囲を拡大した場合に、関連意匠の登録を認める範囲が変更されたり、複雑になったりする可能性があるが、どのように考えるか。